

共済貯金払戻請求書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、次のとおり共済貯金の払戻しを請求します。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿		請求日	令和	○	年	○	月	○	日	
請求者	① 所属所名	〇〇市								
	組合員等記号番号	右詰めで記入	1	2	3	1	2	3	4	5
	組合員氏名	共済 太郎							印	共済
② 払戻金額		※ 払戻金額の前に¥マークを記入してください。								
		百万	千	円	¥ 1 0 0 0 0 0 0 円					

印は1枚目~3枚目に押印してください

- 【注意】
- 1 印鑑の不鮮明・重ね押しは無効となりますので、その場合は新たに作成してください。
 - 2 払戻金額を訂正した場合は無効となりますので、その場合は新たに作成してください。
 - 3 解約の場合は、「共済貯金解約届出書(様式第9号)」を提出してください。
 - 4 払戻請求の締切日と払戻日
 - ・毎週月曜日午後3:00締切(共済組合必着)→ その週の金曜日払戻し
(払戻日が金融機関の営業日ではない場合、その次の営業日に払戻し)
 - ・月曜日が休日の場合、前週の金曜日午後3:00が締切(共済組合必着)となります。
- ※ 送金手続き完了後、共済組合より「共済貯金送金通知書」を送付しますので必ず受領してください。

(R7.3)

- ① 請求日・所属所名・組合員等記号番号・組合員氏名を記入して押印してください。
 - ・ 印鑑の不鮮明・重ね押しは無効となりますので、はっきりと押印してください。
 - ・ 押印は2枚目以降も必ずしてください。
- ② 払戻金額を記入してください。
 - ・ 払戻金額の前に「¥マーク」を記入してください。
 - ・ 払戻金額を訂正した場合は無効となりますので、その場合は新たに作成してください。